

## 議第 2 6 号 呉市過疎地域持続的発展計画の変更について

### 1 変更の趣旨

本市の過疎地域の持続的発展に関する施策について、過疎対策事業債等の財政措置を受けながら総合的かつ計画的に推進するため、第 5 次呉市長期総合計画との整合を図りながら、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）に基づいて策定した呉市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）に、過疎地域の振興に必要な事業を追加するものです。

### 2 本市の過疎地域

旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町、旧倉橋町、旧音戸町及び旧川尻町の区域

### 3 財政措置

過疎市町村が作成した過疎地域持続的発展計画に基づいて実施される各種の事業の財源として過疎対策事業債（充当率 1 0 0 パーセント、交付税措置率 7 0 パーセント）を発行することができます。

### 4 追加する事業の内訳及び第 5 次呉市長期総合計画前期基本計画での位置付け

（単位：千円）

事業名称	事業内容	事業主体	令和 4 年度概算事業費	第 5 次呉市長期総合計画前期基本計画での位置付け
くらはし桂浜温泉館整備事業 （倉橋町地域）	施設・設備改修等	市	1 6, 6 0 0	政策分野 5 産業分野 基本政策 3 観光の振興 施 策 1 観光振興策の展開
川尻まちづくりセンター整備事業 （川尻町地域）	施設・設備改修等	市	2 4 6, 0 0 0	政策分野 4 文化・スポーツ・生涯学習分野 基本政策 3 生涯学習の推進 施 策 1 生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興
合計（2 事業）			2 6 2, 6 0 0	